

保存期間：3年  
(令和3事務年度末)  
課 税 部

## 課 税 部 の 概 要

### ○ 課税部各課（室）の事務分掌の概要

区 分	事 務 分 掌
課 税 総 括 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税部事務運営の基本方針及び各種施策の企画・立案</li> <li>○ 課税部事務の総括</li> <li>○ 資料情報に関する事務、法定資料の審理事務</li> <li>○ 局資料調査課及び統括国税実査官が行う調査（局特別調査（単独調査）及び局特別調査（局署合同調査））に関する事務運営</li> </ul>
課 税 企 画 官	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重要な専門的事項についての企画・立案（国際課税企画官所掌分を除く。）</li> </ul>
国際課税企画官	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際課税・その他の重要な専門的事項についての企画・立案</li> </ul>
個 人 課 税 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申告所得税（譲渡所得、山林所得を除く。）及び個人に係る消費税に関する事務運営、所得税審理事務 《関係民間団体：（一社）全国青色申告会総連合》</li> </ul>
資 产 課 税 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資産税各税（相続税・贈与税、申告所得税（譲渡所得、山林所得）、登録免許税及び地価税）に関する事務運営及び審理事務並びに公益法人等への財産寄附に係る非課税承認事務</li> </ul>
資 产 評 価 企 画 官	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財産評価（相続税・贈与税等における各種財産の評価）の事務運営、財産評価に関する通達等の立案等</li> </ul>
法 人 課 税 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人税及び法人に係る消費税（調査課所管法人に係るものを除く。）並びに源泉所得税に関する事務運営、法人税審理事務、源泉所得税審理事務、特定医療法人関係事務 《関係民間団体：（公財）全国法人会総連合》</li> </ul>
消 費 税 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税の賦課に関する調整事務及び統計の総括等（消費税軽減税率制度対応室所掌分を除く。）、消費税審理事務（同）</li> <li>○ 間接諸税（たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、自動車重量税、電源開発促進税、国際観光旅客税）に関する事務運営及び審理事務 《関係民間団体：全国間税会総連合会》</li> </ul>
消 費 税 軽 減 税 率 制 度 対 応 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課に関する調整事務及び審理事務</li> </ul>
審 理 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内国税の賦課（酒税を除く。）に関する不服申立て、訴訟及び事前照会に関する事務</li> </ul>
酒 税 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 酒税に関する事務運営及び審理事務並びに不服申立て等に関する事務</li> <li>○ 酒類行政事務（酒類の生産・流通等に関する事務、酒類業組合等の監督、国税審議会酒類分科会に関する事務、酒類業の振興、酒類の輸出環境の整備）</li> <li>○ 酒類の製造及び販売業の免許事務</li> <li>○ 独立行政法人酒類総合研究所等に関する事務（鑑定企画官所掌分を除く。）</li> </ul>
鑑 定 企 画 官	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 間接課税物件（酒類、揮発油類等）の分析及び鑑定、酒税の保全並びに酒類業の発達・改善及び調整に関する技術的事項、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保、独立行政法人酒類総合研究所に関する技術的事項</li> </ul>

※ 各税目の事務運営のうち、管理運営課が所掌するものは除く。

## 課税部事務の運営方針

### 1 基本的な考え方

経済活動の国際化・I C T化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、限られた事務量を一層効率的かつ効果的に活用することを通じて、必要な税務行政の見直しに不斷に取り組みつつ、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政の一層の推進を図る。

その際、税務行政の見直しに当たっては、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）の導入も踏まえつつ、I C T等を活用した業務改革の一層の推進が図られるよう、職員個々の意識醸成に努める。

#### (1) 申告納税制度の推進と源泉徴収制度の適正な運営

申告納税制度を推進するため、ホームページ等を通じた申告・納税手続などに関する情報の積極的な広報及び適切な税務相談に努めるとともに、確定申告書等作成コーナー、e-Tax 及びダイレクト納付といったI C Tを利用した申告・納税手段の利用促進を図る。特に、確定申告関係事務については、国税庁の使命を果たしていくための機能がより一層發揮されるよう、各種の施策に取り組む。

また、源泉徴収制度は、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度であるため、引き続き、その適正な運営に努める。

#### (2) 適正な調査事務運営の推進

署は自署の実情を踏まえ、局と十分に協議の上、優先度が高いと認められる自署の重点課題を設定し、重点的に取り組む。

なお、重点課題も含めた調査事務運営の評価に当たっては、調査や行政指導の取組状況について、P D C Aサイクルに基づき、取組に応じた評価指標に沿って適切に評価・検証を行った上で、検証結果をその後の事務運営に反映させる。

また、取組の評価に当たっては、国際化及び富裕層への対応や調査困難事案への取組などについては、調査の結果のみならずプロセスも含めて適切に評価を行う。

おって、局は、自局の立ち位置を客観的に捉えた上で、中長期的な視点に立て、調査事務運営の方向性を検討するとともに、署における取組状況を定期的に把握し、効果的・効率的な運営が図られるよう、適時・適切な指示等を確実に行

い、更なるマネジメントの充実に努める。

イ 法令等に基づく適正な調査の実施

調査の実施に当たっては、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるとの国税通則法の改正の趣旨を踏まえ、引き続き法令等に基づき適正に調査手続を履行する。

ロ 効果的・効率的な調査等の実施

現行の管理体系（個人：継続1・2管理、法人：実況区分管理）の下、納税者情報の積極的な収集・蓄積に努め、事業実態等の把握・分析等を十分に行うとともに、申告事績や資料情報等に基づき、真に調査が必要な納税者を的確に選定する。

また、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査に重点的に事務量を投下するとともに、中低階級の納税者等に対しては、調査のほか、簡易な接触（実地調査以外の調査や行政指導等）を積極的に活用して、限られた人的資源等をバランスよく配分し、関係部署間との緊密な連携・協調の下、事案に応じた適切な接触態様の選択、調査体制の編成、的確な進行管理等に努める。

なお、実地調査以外の調査や行政指導を活用し、波及・牽制効果を目的とした施策を実施する場合には、局が施策の企画・立案に積極的に関与し、効果的な実施に努める。

ハ 調査事務運営における課税部重点課題

国際化及び富裕層への対応、消費税の適正課税の確保、無申告への対応並びにシェアリングエコノミー等新分野の経済活動への対応を課税部重点課題とし、局署の実情に応じて、事務量を優先的に投下し、その非違の把握につながる資料情報の収集、申告事績の分析や集積した資料情報に基づく的確な選定、事案に応じた適切な調査体制の編成による調査等に努め、計画的かつ重点的に取り組む。

なお、国際化及び富裕層への対応については、引き続き、積極的に取り組むこととする。そのため、局は署に対して、署の実情に応じた優先的に確保する事務量等の目安を示すこととする。

**(3) 消費税の軽減税率制度実施への対応**

令和元年10月の消費税率の引上げと同時に実施される消費税の軽減税率制度は、多数の事業者に影響を与えるものであることから、事業者が制度内容等を十分に理解して必要な準備を進め円滑に制度を実施することができるよう、軽減税率制度に係るプロジェクトチームを中心に、庁・局・署の関係部署が一体となって、関係府省庁、地方公共団体、関係民間団体等及び商工会他各種団体と連携・協調を図りつつ、制度の周知・広報、指導、相談等の種々の施策を積極的かつ適切に実施する。

また、制度実施後においても、制度定着に向けたきめ細かい対応を行う。

なお、各種施策の実施に当たっては、所要の事務量を確實に確保することとし、必要に応じて事務計画の見直しを行うなど、特定の職員に過重な負担が生じることのないよう局署の実情に即した弾力的な事務運営の実施に配意する。

#### (4) 番号制度の一層の普及・定着に向けた取組

番号制度の一層の普及・定着を図るため、引き続き、納税者等に対し、番号記載の必要性やマイナンバー提供時の本人確認書類の提示等について、周知・広報を実施するとともに、番号の記載がない場合などには、適切な記載指導を行う。

## 2 共通関係・重点課題等

### (1) 調査事務の充実等

#### イ 調査等におけるデータ活用の推進

国税組織が保有する資料情報を有効活用し、調査・選定精度の向上及び署統括官等の負担軽減を図るため、各局・各事務系統における取組の共有や効果的・効率的な取組の実施に向けた体制を整備するとともに、署での活用効果の的確な測定・評価を行い、P D C Aサイクルに基づいた事務運営を行う。

#### ロ 調査等における課税部重点課税への取組

##### (イ) 消費税の適正課税の確保への取組

消費税の適正課税の確保は、執行当局の最重要課題の一つであるため、職員全体で認識を共有し、消費税調査等に的確かつ重点的に取り組む。

特に、還付申告については、不正還付を未然に防止するため、内部事務担当と調査事務担当がそれぞれの段階で行うこととしているチェックを的確に実施するとともに、還付原因が解明できない場合には、確実に還付処理を保留する。更に、必要に応じて書面照会及び実地調査等による接触を段階的かつ確実に実施する。その際、輸出取引に伴う還付申告については税関との情報交換にも配意する。

また、金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、平成31年度税制改正において、金地金等の密輸に対応するための仕入税額控除の見直しが行われたことも踏まえ、引き続き、税関との連携を図る。

おって、輸出物品販売場の許可事業者については、近年の販売場数の大幅な増加に加え、令和2年4月から免税販売手続が電子化されることを鑑み、引き続き、本制度の適正な運営が確保されるよう、納税者管理等の一層の充実に取り組む。

あわせて、軽減税率制度の定着を図るため、軽減税率制度実施後の調査において、適用税率の考え方や区分経理等について指導等が必要と認められる事業者に対しては、その後の申告が適正に行えるよう丁寧な指導等を行う。

#### (ロ) 国際化への取組

国際化への取組については、局の指示の下、調査必要度の高い国際課税事案に対する調査事務量を優先的に確保した事務計画を策定し、引き続き、積極的に取り組む。

なお、調査企画や調査の実施に当たっては、納税者の態様に応じて最適な調査等実施部署が担当することにより、組織として最大限のパフォーマンスを発揮できるようにする。

また、国際化への取組の評価に当たっては、調査の結果のみならず、事務系統又は局署の実情に合わせて取組の内容に応じた評価項目を設定し、適切に評価する。

(ハ) 富裕層への取組

富裕層への取組については、局の指示の下、調査必要度の高い富裕層に対する調査事務量を優先的に確保した事務計画を策定し、引き続き、積極的に取り組む。

なお、調査企画や調査の実施に当たっては、納税者の態様に応じて最適な調査等実施部署が担当することにより、組織として最大限のパフォーマンスを発揮できるようにする。

また、富裕層への取組に当たっては、富裕層を将来にわたる時間軸で捉えるとともに、関係個人・法人を一体的に捉えた上で、情報収集や分析を行い、実地調査以外の手法も活用しながら、富裕層の適正課税の確保に努める。

おって、富裕層への取組の評価に当たっては、調査の結果のみならず、事務系統又は局署の実情に合わせて取組の内容に応じた評価項目を設定し、適切に評価する。

(ニ) 無申告事案への取組

無申告事案については、地方公共団体との連携や専担者の配置など組織的な対応を図りつつ、効率的な実態把握に努める。

また、不正計算の把握につながる活用効果の高い資料情報を保有する事案については、積極的に調査選定し、当該資料情報が効果的に活用されるよう具体的な調査方針を決定した上で、深度ある調査を実施する。

ハ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への取組

新分野の経済活動に対応するために、各局にプロジェクトチームを設置し、局統括国税実査官（電子商取引担当）等を中心に経済活動のＩＣＴ化・国際化の進展に伴う新たな形態の取引に着目して資料情報を積極的に収集する。

また、プロジェクトチームにおいて資料源開発部署と各主務課が連携し、収集した情報への必要な情報付加・加工を行い、課税上の問題が想定される事案を的確に把握し、事案に応じた最適な接触態様を選択の上、調査及び行政指導等に取り組む。

なお、調査等の結果、他の納税者も同様の非違事項が想定されることを把握した場合には、関係部署との緊密な連携を図り、同種の取引を行っている納税者で当該取引について課税上問題があると見込まれる納税者に対しても、適切に調査等を実施する。

おって、非違の態様によっては、業界団体や仲介事業者等を通じて利用者（納税者）へ適正申告を呼びかけるなど、実地の調査以外の手法も適切に組み合わせ、効果的かつ効率的に、納税者の自発的な納税義務の履行支援を目的とした施策や適正課税の確保に向けた施策を実施する。

ニ 大口・悪質な不正事案への取組

大口・悪質な不正事案については、納税者管理の充実を図った上で、常習的

に不正計算を繰り返す業種・業態など調査必要度の高い事案を含め的確に調査選定する。

なお、調査に当たっては、調査困難度を見極めた上で必要な事務量を確保し、関係部署間との緊密な連携・協調の下、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施するなど、事案に応じた適切な調査体制を編成するほか、調査状況に応じて適切な事務量を投下し、厳正な対応を行う。

#### ホ 資料情報事務の充実

資料情報の収集に当たっては、社会・経済状況の変化に伴う新たな取引・資産運用手法等に着目するとともに、重点課題や局署の自主施策に係るニーズを的確に把握した上で、活用効果の高い資料情報の収集に積極的に取り組む。

特に、資料源開発により収集した情報の資料化に当たっては、必要に応じ、活用効果の検証や更なる情報付加のための試行調査等を積極的に実施するなど、活用部署において効果的な活用が図られるよう配意する。

また、局課税総括課等は、活用効果の高い資料情報の収集及び法定調書制度の適正な執行に役立てるため、収集した資料情報の活用事績を的確に把握し、活用効果の分析・評価を行い、その結果を、各種施策の企画・立案に活用し又は他部課・関係部門へ提供するなどして、資料情報事務の充実を図る。

#### (2) 審理事務の充実

庁局間のみならず、局関係各課、局署審理専門官及び局署審理担当者並びに調査担当部署の職員は、緊密な連携・協調の下、組織全体として審理・争訟対応機能の強化が図られるよう、審理能力の向上に向けた取組や審理部署における事前照会等の各事務を実施していく。

#### (3) 書面添付制度の普及のための取組

書面添付制度については、税務執行の円滑化及び納税者全体の適正申告に寄与することから、引き続き、その適正な運用に努める。

このため、各部門においては、添付書面を申告審理や準備調査等に活用するとともに、添付書面の記載内容に関して積極的に意見聴取を実施する。

また、引き続き、税理士会と実務者レベルの協議会を積極的に開催し、書面の添付割合の向上や記載内容の充実に向けた具体的協議を実施するほか、書面添付制度に関する税理士会主催研修への講師派遣依頼があった場合には、積極的かつ適切に対応するなど、制度の普及・定着に努める。

#### (4) e-Tax の一層の普及等に向けた取組

e-Tax については、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化につながることから、引き続き、e-Tax の一層の普及及び添付書類を含めた電子化に向けて取り組む。

その際、限られた事務量の中で、これまでに実施した利用勧奨等の結果を踏まえ、利用見込可能性の高い納税者や税理士等に対する利用勧奨など、より一層効果的・効率的な取組に努める。

#### (5) 関係民間団体との連携・協調

適正公平な税務行政の推進を図るためにには、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るために啓発活動に取り組んでいる関係民間団体と国家公務員倫

理法等の規定を遵守し適切な関係を維持しつつ、従来以上に連携・協調を図っていく必要がある。

このため、局署においては、事務系統横断的に必要な体制を整備した上で、関係民間団体の現状やニーズ等を把握し、有効な取組事例等を参考に連携・協調策を策定するとともに、関係民間団体の重要性について職員の意識の醸成を図りつつ、各地域の実情を踏まえた上で関係民間団体との一層の連携・協調に努める。

また、各施策の取組状況を適切に評価・分析し、その結果を確実に翌事務年度に引き継ぐ。

#### (6) 滞納の未然防止への取組等（賦課・徴収関係課（部門）間の連携・協調）

滞納の未然防止及び早期徴収並びに事務の円滑な実施を図るため、署管理運営部門及び署徴収部門との連携・協調に努める。

なお、小規模署においては、課税関係事務、滞納整理事務及び酒税関係事務について、調査官と徴収官の相互の併任を活用し事務を補完し合うなど、効率的な事務運営に努める。

保存期間：3年  
(令和3事務年度末)  
課 税 部

## 調査パフォーマンス向上に向けた取組

### 1 これまでの取組

課税部においては、長期的な調査パフォーマンスの低下(量・質・効率)という現状認識の下、国税庁の使命をより的確に果たしていくために、確定申告も含めた事務運営を総合的に見直し、限られた資源で経済社会情勢の変化や新たな行政ニーズに適切に対応して、調査パフォーマンスの回復・向上に向けた各種取組を実施してきた。

#### (1) 署の調査パフォーマンス向上に向けた取組

調査パフォーマンスの向上に向けて、これまで、外部事務量の創出や評価指標の明確化、調査マネジメントの強化に向けた取組を実施してきた。また、都市部の署のパフォーマンスを最大化させていく観点から、①署の特性（納税者のコンプライアンス・リスクや経済規模、調査事績など）に応じたメリハリのある調査資源の投下、②機能別部署に対する局主管課や署幹部のマネジメントのあり方も検討し、可能なものから順次定員・機構に反映させてきた。

過去数年の調査パフォーマンス向上に向けた取組により、追徴税額や重加算税賦課割合などは改善しつつある。他方、局あるいは事務系統によっては、真に調査すべき者に十分な事務量を投下できていないといった課題について、引き続き対応していく必要がある。

#### (2) 局現業部署の調査パフォーマンスの最大化に向けた取組

平成 29 事務年度までは署を主な対象として調査パフォーマンスの向上に向けて取り組んできたところ、平成 30 事務年度においては、課税部におけるプレゼンスが大きい局現業部署について、調査パフォーマンスの最大化に向けた検討を実施した。

資料調査課については、①事案の類型に応じた適切な評価指標の整備、②署が把握している情報を資料調査課が幅広く収集できる体制の整備、③事案の規模や態様に応じた調査マネジメントの充実といった観点から、見直しが必要となる点を抽出・協議してきた。

統括国税実査官（統括国税実査官非設置局においては、課税総括課情報担当及び国際担当。以下「統実官等」という。）については、事案組成の更なる充実等と

といった観点から、有効な手法等について情報共有を図ってきた。

### (3) 調査におけるデータ活用の推進

国税組織全体としてパフォーマンスの向上を図っていくため、ＩＣＴ及びデータの一層の活用を推進している中、課税部においても、事務運営の改善や調査・選定の充実を図るため、資料情報を中心としたデータ活用に取り組んでいる。

これまで、各局・各事務系統における取組状況の共有を図り、事務系統横断的な取組や他局の優れた取組の導入などに取組んできたが、これら取組の中で、①資料情報への情報付加・加工面での体制整備や意識醸成、②各種取組の測定・評価方法及び③局間の適切な役割分担といった課題が把握しされたことから、これらの課題への対応に向けた検討を進めてきた。

併せて、調査パフォーマンスの一層の向上を図るためにには、経済社会情勢を的確に捉えて、これまで以上に課税漏れのリスクに係る分析・抽出・情報の還元が求められるところ、高度・事務系統横断的な情報分析の充実についても検討を進めてきた。

### (4) 経済社会の変化への対応

近時におけるＩＣＴ化の更なる進展により、シェアリングエコノミーなど新たな分野の経済取引に対しても的確に対応する必要があるとの問題意識の下、体制面の整備や取組内容等について議論を重ねてきた。

平成30事務年度においては、新たな分野の経済取引を行っている納税者の自発的な適正申告の確保に向けた取組として、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくこと等について対外公表を実施した。

## 2 令和元事務年度の取組の方向性

調査パフォーマンス向上に向けた各種取組については、来事務年度以降も引き続き、P D C Aサイクルに則り永続的に取り組む。

### (1) 署の調査パフォーマンス向上に向けた取組

来事務年度、実地調査において、情報分析やデータ・マッチングの充実による選定精度等の向上を図るとともに、センター化も見据えた行政指導等による接触割合の向上と合わせて、真に調査すべき者への重点化を一層推進する。

### (2) 局現業部署の調査パフォーマンスの最大化に向けた取組

資料調査課においては、調査マネジメントの一層の充実、選定体制の見直し、事案に即した評価指標の設定等により一層のパフォーマンスの最大化を図る。

統実官等は、事案組成に当たって、組成事案の「質」と「量」のバランス、調査部署への引継ぎ「時期」が重要となることから、調査実施部署のニーズを的確に把握し、また、課税総括課が必要な調整を行うことで、調査実施部署と事案組

成部署の双方の人的資源を最大限活用する。

### (3) 消費税調査等に係る検討

消費税については、今後、税率引上げ等によりその適正な執行の確保がますます重要となるため、引き続き、消費税調査等のあり方（還付審査や消費税調査の充実、軽減税率制度の早期定着ための取組）について検討を行う。

また、インボイス制度を適切に運営するため、登録事業者の的確な管理（無申告事業者への期限後申告の勧奨や、所在不明者の登録取消処理等）について検討を行う必要がある。

### (4) 調査におけるデータ活用の推進

来事務年度以降、取組の共有や効果的・効率的な取組の実施に向けた局の垣根を越えた体制を整備するとともに、署での活用実態の的確な測定・評価を行い、P D C Aサイクルに基づいた事務運営を行う。

また、経済活動の国際化、取引実態や決済手段の多様化など、経済社会情勢の変化を的確に捉え、事務系統横断的に対応すべき課題として取り組んでいく必要があることから、当該問題に対応するための体制・環境を整備の上、各種情報の加工・情報付加による調査等、高度・事務系統横断的な情報分析の充実を図る。

### (5) 経済社会の変化への対応

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への取組を課税部重点課題として位置付け、経済活動のI C T化・国際化の進展に伴う新たな形態の取引にも着目して、資料情報を積極的に収集するとともに、課税上問題が想定される事案を的確に把握し、事案に応じた適切な接触方法を選択の上、調査及び行政指導等を実施する。そのための体制として、令和元事務年度において、全局にプロジェクトチームを設置するとともに、局間の連携により効果的・効率的に情報収集等を実施する。

※ 平成30事務年度に指示文書を発遣

## 課税部における国際化及び富裕層への対応について

### 1 これまでの取組

課税部においては、従前より、国際化及び富裕層への対応を課税部重点課題の一つと位置付け、積極的に取り組んできた。

平成30事務年度は、庁課税総括課に課税部における国際化及び富裕層への対応の司令塔として平成29事務年度に設置した国際課税企画官を中心に、各主管課と連携して、国際化及び富裕層の取組に係る課題の把握や対応策のほか、CRSに基づく自動的情報交換資料の活用策の企画・立案に取り組んだ。

また、各局においては、次に掲げる事務実施体制の下、調査優先度の高い国際課税事案及び富裕層事案に対する調査事務量を優先的に確保する事務計画の策定を指示し、積極的に取り組んだ。

#### (1) 国際化への取組

課税部においては、局現業部署及び署課税部門の事務運営の中で国際課税事案の調査選定を行い、調査を実施することを基本としている。

また、国際的租税回避等の課税が困難な事案や海外取引等が特に複雑な事案については、東京局・大阪局・名古屋局・関東信越局の国際担当統括国税実査官(統実官)及び国際担当統実官未設置局の課税総括課が調査企画を実施し、最適な調査実施部署へ調査企画した事案を提供している。

#### (2) 富裕層への取組

課税部においては、個人課税・資産課税事務運営の中で、有価証券・不動産等を多数所有する納税者や経常的な所得が特に高額な納税者などをいわゆる富裕層として管理し、必要な情報収集や調査等を実施している。

また、富裕層の中でも特に高額な資産を有すると認められる納税者を重点管理富裕層に指定し、全局に設置した重点管理富裕層プロジェクトチーム<sup>(注)</sup>において、関係する個人・法人を含めて一体的に管理し、情報の収集・分析や調査企画に取り組んでいる。

(注) 重点管理富裕層プロジェクトチームは、富裕層に関する情報収集機能を更に強化するため、平成26年7月から、東京局・大阪局・名古屋局の3局に設置。平成29年7月から、全局に拡大(全国で200名超の職員を指名)。

## 2 令和元事務年度の取組方針

令和元事務年度も、引き続き、国際化及び富裕層への対応を課税部重点課題の一つと位置付け、国際課税企画官を中心に、各主管課と連携して、国際化及び富裕層の取組に係る課題の把握や対応策等の企画・立案に取り組む。

また、各局においても、引き続き、調査必要度の高い国際課税事案及び富裕層事案に対する調査事務量を優先的に確保した事務計画の策定を指示し、特に次に掲げる事項に留意して積極的に取り組む。

### (1) 国際化への取組

国際化への取組に当たっては、申告所得税、法人税及び相続税のみならず、消費税、源泉所得税及び贈与税の観点も踏まえ、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書等を活用するほか、CRSに基づく自動的情報交換資料も活用して、海外取引・海外資産を的確に把握し、課税上の問題が認められる場合には確実に調査等を実施する。

### (2) 富裕層への取組

富裕層への取組に当たっては、富裕層を将来にわたる時間軸で捉えるとともに、関係個人・関係法人を一体的に捉えた上で、情報収集や分析を行い、実地調査以外の手法も活用しながら、富裕層の適正課税の確保に努める。

## 3 国際戦略トータルプラン

当庁においては、パナマ文書の公開やBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展等により、国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている状況を踏まえ、課税総括課・国際業務課が中心となり、平成28年10月に、国税庁における国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を公表した。

また、平成30事務年度においては、課税総括課が中心となり、平成29事務年度における「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針や具体的な調査等事例の公表に続き、平成31年1月に国際課税の取組状況を取りまとめた「『国際戦略トータルプラン』に基づく取組状況」を公表した。

保存期間：3年  
(令和3事務年度末)  
課 税 総 括 課

## 資料情報事務の運営方針

### 1 基本方針

資料情報事務については、社会経済状況の変化に伴う資産運用の多様化・国際化等、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、適正・公平な課税を確保する観点から、引き続き、課税上有効な資料情報の収集に努める。

### 2 令和元事務年度の重点事項

#### (1) 資料情報事務の充実

##### イ 課税上有効な資料情報の収集

資料情報の収集に当たっては、社会・経済状況の変化に伴う新たな取引・資産運用手法等に着目するとともに、重点課題や局署の自主施策に係るニーズを的確に把握した上で、活用効果の高い資料情報の収集に積極的に取り組む。

特に、資料源開発により収集した情報の資料化に当たっては、必要に応じ、活用効果の検証や更なる情報付加のための試行調査等を積極的に実施するなど、活用部署において効果的な活用が図られるよう配意する。

また、必要に応じて、署開発特官間や関係各課で事務の調整や連携を行う等し、効率的かつ効果的な資料情報の収集が行われるよう配意するほか、ノウハウの継承や能力向上に取り組む。

##### ロ 資料情報の活用効果の分析・評価

局課税総括課等は、活用効果の高い資料情報の収集及び法定調書制度の適正な執行に役立てるため、収集した資料情報（法定調書を含む。）の活用事績を的確に把握し、活用効果の分析・評価を行い、その結果を、各種施策の企画・立案に活用し又は他部課・関係部門へ提供するなどして、資料情報事務の充実を図る。

##### ハ 法定監査等の充実

法定調書制度の更なる適正な執行を図るため、引き続き、法定監査等の充実に努める。また、提出された法定調書の番号の記載状況等を踏まえ、記載がない者や記載に不備がある者に対しては、適切に指導・周知等を行う。

なお、法定調書未提出者に対しては、未提出者の態様に応じて、文書・電話

による提出勧奨と実地による法定監査を組み合わせて実施するなどにより効果的・効率的な接触を図る。

## ニ 資料情報会議の運営の充実

資料情報会議については、収集サイドと活用サイドの意見・要望を相互に十分に交換するほか、事務系統横断的に調査事務運営を検討する会議等と一緒に運営し、調査企画と資料収集を適切に結び付けて検討するほか、収集上の役割分担の明確化を図るなど運営の充実に努める。

### ホ e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出義務化への対応

調査等におけるデータ活用を推進するとともに、法定調書の入力に係る行政コストの削減を図るために、法定調書の e-Tax 等による提出を促進することが重要であり、平成 30 年度税制改正において、e-Tax 又は光ディスク等による提出義務基準について、現行の 1,000 枚以上から 100 枚以上に引き下げられ、令和 3 年 1 月以後に提出する法定調書に適用されることとなる。

このため、新たに義務化の対象となると見込まれる提出義務者を的確に把握するとともに制度の周知・広報を適切に実施する。

### ヘ 国外財産調書制度及び財産債務調書制度への対応

国外財産調書及び財産債務調書は、提出義務者が自らの財産又は債務に係る情報を記載して提出するという点で他の法定調書とは異なっており、提出義務者の自発的かつ適正な提出義務の履行を促すことが重要である。

このため、引き続き、両制度の周知・広報に努めるとともに、提出を要すると見込まれる者及び記載不備者（記載不備があると見込まれる者を含む。）に対する文書照会等を確実に行い、本制度の適正な執行に努める。

### ト 新たな資料調査システムの導入に向けた対応

番号制度の導入を契機に I C T 及びデータの更なる活用を推進し、調査・徴収事務の効率化・高度化を図るため、新たな資料調査システムの開発を行ってきた。

新たな資料調査システムが令和 2 年 1 月に運用開始することから、システムの機能について職員への的確な周知を行うほか、運用開始後においては活用事例の共有などを通じてシステムの積極的な活用に努める。

## (2) 中期的取組

現在、法定調書のほか、調査の際に情報を把握する等、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行っているところであるが、シェアリングエコノミーといった新たな経済取引が登場するなど、近年の経済取引は多様化していることから、課税上の問題点等について検討し、法定調書の拡充や法定調書以外の情報収集の在り方等について議論を深めていく。

なお、令和 2 年 1 月より、情報照会手続制度が施行されることから、当該制度の適正な運用を図り、経済活動の I C T 化・国際化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した資料情報の積極的な収集に努める。

## ○ 資料情報の収集枚数

区分	事務年度	
	平成28事務年度 千枚	平成29事務年度 千枚
<b>法定資料</b>		
配当、剰余金の分配等の支払調書	50,983	60,523
特定口座年間取引報告書	95,415	93,355
先物取引に関する支払調書	46,342	45,743
公的年金等の源泉徴収票	39,324	39,733
給与所得の源泉徴収票	21,932	21,362
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	14,424	12,971
国外送金等調書	6,348	7,222
国外財産調書	11	11
その他	87,914	82,471
計	362,693	363,391
<b>法定外資料</b>		
特別収集	124,789	105,988
一般収集	15,493	23,311
資料デーの際の収集	3,736	3,430
調査の際の収集	6,918	14,379
探聞情報	690	645
計	151,626	147,752
<b>合　計</b>	<b>514,319</b>	<b>511,143</b>

(注) 令和元年5月31日現在、60種類の法定資料が定められている。

# (参考) 法定調書の種類

## ○ 所得税法に規定するもの

調書の種類	
1	利子等の支払調書
2	国外公社債等の利子等の支払調書
3	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書
4	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
5	投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
6	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
7	配当等とみなす金額に関する支払調書
8	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
9	定期積金の給付補てん金等の支払調書
10	匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
11	生命保険契約等の一時金の支払調書
12	生命保険契約等の年金の支払調書
13	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
14	損害保険契約等の年金の支払調書
15	保険等代理報酬の支払調書
16	非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
17	非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
18	非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
19	非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
20	非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
21	非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
22	非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
23	不動産の使用料等の支払調書
24	不動産等の譲受けの対価の支払調書
25	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
26	非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書
27	株式等の譲渡の対価等の支払調書
28	交付金銭等の支払調書
29	信託受益権の譲渡の対価の支払調書
30	先物取引に関する支払調書
31	金地金等の譲渡の対価の支払調書
32	給与所得の源泉徴収票
33	退職所得の源泉徴収票
34	公的年金等の源泉徴収票

調書の種類	
35	信託の計算書
36	有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
37	名義人受領の利子所得の調書
38	名義人受領の配当所得の調書
39	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
40	譲渡性預金の譲渡等に関する調書
41	新株予約権の行使に関する調書
42	株式無償割当てに関する調書
43	外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書

## ○ 相続税法に規定するもの

調書の種類	
44	生命保険金・共済金受取人別支払調書
45	損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
46	退職手当金等受給者別支払調書
47	保険契約者等の異動に関する調書
48	信託に関する受益者別（委託者別）調書

## ○ 租税特別措置法に規定するもの

調書の種類	
49	上場証券投資信託等の償還金等の支払調書
50	特定新株予約権等の付与に関する調書
51	特定株式等の異動状況に関する調書
52	特定口座年間取引報告書
53	非課税口座年間取引報告書
54	未成年者口座年間取引報告書
55	教育資金管理契約の終了に関する調書
56	結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書

## ○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定するもの

調書の種類	
57	国外送金等調書
58	国外証券移管等調書
59	国外財産調書
60	財産債務調書

保存期間：3年  
(令和3事務年度末)  
**課 稅 総 括 課**

## 局資料調査課の運営方針

### 1 基本方針

局資料調査課は、署単位の調査や資料情報の管理体制では十分に機能しないような複雑・広域事案に対応するために設置された局課税部現業部署であり、広域的かつ複数税目にわたる調査機能を最大限に活用し、機動的な運営を行うことを基本としている。

調査事務運営に当たっては、複雑、困難、広域、複数税目などの観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められる調査困難事案や近年の社会・経済情勢の変化や新たな取引手法等にも着目した多額の課税上の問題が想定される事案、税制や法的仕組みを利用した租税回避等の課税が困難な事案について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施するとともに、それらに関する調査技法の開発に努めることとしている。

### 2 令和元事務年度の重点事項

#### (1) 大口・悪質な調査困難事案等への取組

適正・公平な課税の実現を図るという観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められる大口・悪質な調査困難事案等に重点を置き、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する。

また、消費税の適正課税の確保や国際化・富裕層をはじめとした課税部重点課題についても、署では十分な調査を行うことができないと認められる事案に対して、優先的かつ積極的に取り組む。

#### (2) 審理事務の充実

調査審理に当たっては、争訟が見込まれる事案等に適切に対応するため、事実認定や法令の解釈・適用を的確・適切に行うとともに、局課税総括課、主管課、審理課等関係部署との連携体制をより一層強化するなど、審理事務の一層の充実に努める。

## 情報照会手続の整備に係る対応

### 1 情報照会手続の概要

暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元(2019)年度税制改正において、新たな情報照会手続（「事業者等への協力要請」及び「事業者等への報告の求め」）が整備された。（令和2(2020)年1月1日施行）

#### (1) 事業者等への協力要請

現在、実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、官公署への協力要請と同じ並びの規定が整備された。税法上、国税当局が事業者に対して協力を求めることができることについて、根拠規定がなかったところ、作用法上の根拠が設けられたこととなる。

#### (2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため、特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備された。この報告の求めについては、国税局長が行う処分と位置づけられ、行使にあたり、国税庁長官の承認が必要となるなど、厳格な行使要件が定められた。

なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能となっている。

### 2 今後の対応

情報照会手続に係る事務の円滑な執行に向けて、法令解釈通達、運用に当たっての指示文書、職員向けFAQ等を令和元年9月を目途に発遣し、職員への周知に努めることとしている。

なお、「事業者等への報告の求め」は適正かつ統一的・均質的な運用を行うことが求められていることから、庁局課税総括課において一元的に運用する方向で検討を進めており、それに伴い、財務省組織規則等の所掌事務省令を令和元年末に改正する予定。